

第10章 ひとり親家庭の自立支援

1. ひとり親家庭

当市において、母子家庭は平成26年6月1日現在308世帯、父子家庭は52世帯となっています。

児童が健全に成長していくためには、よりよい家庭環境が求められますが、ひとり親の場合、児童の養育と生計の維持という二重の負担を負わされ、親子ともに社会的・経済的・精神的に不安定な状態におかれがちとなる場合があります。このため、母子・父子家庭が経済的に自立できるよう必要な援助を図るとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるための配慮が必要となります。すなわち、ひとり親家庭の様態に即した適時適切な援助のもとに自立への道が開かれるようなひとり親家庭の自立支援の推進に努めなければなりません。

2. 母子・父子家庭の範囲

母子及び父子並びに寡婦福祉法における母子・父子家庭とは、「配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）と死別した女子または男子であって、現に婚姻（婚姻の届を出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていないもの及びこれに準ずる次の女子または男子」で現に児童を扶養しているものをいいます。

- (1) 離婚した女子または男子であって現に婚姻していないもの
 - (2) 配偶者の生死が明らかでない女子または男子
 - (3) 配偶者から遺棄されている女子または男子
 - (4) 配偶者が海外にいるためにその扶養を受けることができない女子または男子
 - (5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働力を失っている女子または男子
 - (6) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子または男子
 - (7) 婚姻によらないで母または父となった女子または男子であって現に婚姻していないもの
- また、この法律において児童とは20歳に満たない者をいいます。

3. 母子及び父子並びに寡婦福祉のための諸制度

(1) 貸付金制度

イ、母子父子福祉資金

母子父子家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図るための資金貸付制度

ロ、寡婦福祉資金

寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある者）家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図るための資金貸付制度

(2) 児童扶養手当制度

(3) 児童福祉金支給事業

イ、交通・災害遺児見舞金・就職激励金

(4) 母子家庭等援護事業制度

イ、母子家庭等日常生活支援員派遣事業

(5) 医療給付制度

(6) 就職支援セミナー等の情報提供

(7) 自立支援教育訓練給付金事業

(8) 高等技能訓練促進費事業

大町市母子世帯状況調

(単位：世帯)

母子区分		母子家庭数						
年 度		H22年度 6.1現在	H23年度 6.1現在	H24年度 6.1現在	H25年度 6.1現在	H26年度 6.1現在	H27年度 6.1現在	
世 帯 数		292	284	302	312	308	309	
年齢区分	10歳代	0	1	1	0	0	1	
	20歳代	29	20	25	23	23	14	
	30歳代	123	115	118	111	111	102	
	40歳代	114	120	128	146	146	159	
	50歳代	26	27	29	27	27	30	
	60歳代	0	1	1	1	1	3	
原因別	病 死	22	11	16	14	14	14	
	事故死	交 通	0	2	1	0	2	0
		災 害	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0
	離 婚	246	254	256	265	265	268	
	遺 棄	2	1	3	1	1	2	
	未 婚 の 母	15	17	25	24	24	22	
	そ の 他	0	0	0	1	1	1	
	法令・拘禁	0	0	0	0	0	0	
自 殺 等	6	0	2	1	1	2		

父子家庭の状況

(単位：世帯)

父子区分		父子家庭数						
年 度		H22年度 6.1現在	H23年度 6.1現在	H24年度 6.1現在	H25年度 6.1現在	H26年度 6.1現在	H27年度 6.1現在	
世 帯 数		41	61	56	53	52	52	
年齢区分	10歳代	0	0	0	0	0	0	
	20歳代	0	0	0	0	0	0	
	30歳代	8	10	11	12	12	12	
	40歳代	22	27	26	23	23	23	
	50歳代	11	19	16	14	14	14	
	60歳代	0	5	3	3	3	3	
原因別	病 死	8	14	13	12	12	12	
	事故死	交 通	1	1	1	1		1
		災 害	0	0	0	0		0
		その他	0	0	0	0		0
	離 婚	31	46	42	38	38	37	
	遺 棄	0	0	0	0	0	0	
	未 婚 の 父	0	0	0	0	0	1	
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	
	法令・拘禁	0	0	0	0	0	0	
自 殺 等	1	1	1	1	1	1		

* 未婚の父とは、婚姻状態の解消ではなく父となった場合をいう。

平成26年度 長野県母子父子寡婦福祉資金の貸付内容

※貸付を受ける場合には、連帯保証人の設定や所得要件等の条件がありますので、詳しくは福祉事務所におたずね下さい。
また、貸付までにはお時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。

貸付の種類	貸付金額の限度							据置期間	償還期間	年利率	違約金			
事業開始資金	(個人) 2,830,000 円			(団体) 4,260,000 円				1 年	7 年以内	*無利子又は1.5%				
事業継続資金	(個人) 1,420,000 円			(団体) 1,420,000 円				6 か月	7 年以内					
修学資金 (一般分) ※1	学校種別	学年別	1年 (月額)	2年 (月額)	3年 (月額)	4年 (月額)	5年 (月額)	加算	当該学校 卒業後 6 か月	延滞元利金額 に対し年 10 .7 5 %	無利子 又は 1.5% ※2			
			10年以内											
	高等学校	国公立	自宅通学	18,000 円	18,000 円	18,000 円						あり	〇高校 〇高専 〇短大 〇大学	
			自宅外通学	23,000 円	23,000 円	23,000 円								
			私立	自宅通学	30,000 円	30,000 円	30,000 円							
		自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円									
		高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000 円	21,000 円	21,000 円	45,000 円						45,000 円
				自宅外通学	22,500 円	22,500 円	22,500 円	51,000 円						51,000 円
	私立		自宅通学	32,000 円	32,000 円	32,000 円	53,000 円	53,000 円						
	自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円	60,000 円	60,000 円								
	短期大学	国公立	自宅通学	45,000 円	45,000 円							なし		
			自宅外通学	51,000 円	51,000 円									
		私立	自宅通学	53,000 円	53,000 円									
			自宅外通学	60,000 円	60,000 円									
		大学	国公立	自宅通学	45,000 円	45,000 円	45,000 円	45,000 円						
				自宅外通学	51,000 円	51,000 円	51,000 円	51,000 円						
	私立		自宅通学	54,000 円	54,000 円	54,000 円	54,000 円							
			自宅外通学	64,000 円	64,000 円	64,000 円	64,000 円							
	専修学校	国公立	高等	自宅通学	18,000 円	18,000 円	18,000 円					あり	〇専修 高専 専門 一般	
				自宅外通学	23,000 円	23,000 円	23,000 円							
			専門	自宅通学	45,000 円	45,000 円								
				自宅外通学	51,000 円	51,000 円								
		私立	高等	自宅通学	30,000 円	30,000 円	30,000 円							
				自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円							
専門			自宅通学	53,000 円	53,000 円									
			自宅外通学	60,000 円	60,000 円									
			一般	自宅通学	31,000 円	31,000 円								
				自宅外通学	31,000 円	31,000 円								
修業資金 各種学校	月 68,000 円 [就職を希望する高校3年生の自動車 運転免許取得 460,000 円]							知識技能 習得後 1 年	6 年以内					
就学支度資金	小学校入学 40,600 円			中学校入学 47,400 円				当該学校 卒業後 6 か月	5 年以内					
	修業施設(高等学校卒業生)		自宅通所	90,000 円	自宅外通所		100,000 円							
	専修学校(一般課程)		自宅通学	150,000 円	自宅外通学		160,000 円							
	高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	公立	自宅通学	150,000 円	自宅外通学		160,000 円							
		私立	自宅通学	410,000 円	自宅外通学		420,000 円							
	短期大学 大学 専修学校(専門課程)	公立	自宅通学	370,000 円	自宅外通学		380,000 円							
私立		自宅通学	580,000 円	自宅外通学		590,000 円								
技能習得資金	月 68,000 円 [自動車運転免許取得 460,000 円 一時的に多額の費用が必要な場合 816,000 円]							知識技能 習得後 1 年	20 年以内					
生活資金	月 103,000 円 [・生計中心でない場合又は現に扶養する子のい ない寡婦 69,000 円 ・技能習得期間中の場合 141,000 円]							貸付期間 満了後 6 か月	8年(一般) 5年(医療介護) 5年(失業) 20年(技能習得) 以内					
医療介護資金	340,000 円			(特別 480,000 円)		介護 500,000 円		医療期間 満了後 6 か月	5 年以内					
就職支度資金	被服等 100,000 円			[別に、就職に際し、自動車通勤の必要性が認め られる者の自動車購入資金 220,000 円]				1 年	6 年以内					
住宅資金	1,500,000 円			[災害等で住宅が全壊等、老朽による増改築・移転 改築および新規取得 2,000,000 円]				6 か月	6 年以内 7 年以内(特別)					
転宅資金	260,000 円							6 か月	3 年以内					
結婚資金	300,000 円							6 か月	5 年以内					

※1 日本学生支援機構等から奨学金の貸付を受けている場合には、原則として、本資金は貸付できません。

※2 保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は1.5%になります。なお、これらの貸付金についても申請者の所得状況によっては、連帯保証人が必要となります。
ただし、就職支度金資金で児童に係るものについては、保証人の有無にかかわらず無利子です。

母子相談状況

区分	年度 区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
		件数	件数	件数	件数	件数	件数
生活一般	住 宅	0	2	6	8	8	7
	医 療	2	2	0	6	7	6
	家 庭 紛 争	2	2	0	4	8	11
	就 職	7	7	11	5	7	23
	結 婚	0	0	4	0	0	0
	内 職	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	5	3	19	5	8	5
関 係 機 関 連 絡	0	4	0	2	4	9	
児 童	養 育	2	7	3	4	3	9
	教 育	3	4	0	4	4	1
	非 行	0	0	0	3	3	1
	就 職	2	1	0	0	0	0
	そ の 他	0	2	3	5	2	0
生活援助	母子福祉資金	3	10	6	9	4	17
	寡婦福祉資金	0	0	0	0	0	0
	児童扶養手当	0	1	5	3	3	5
	生活援助	0	1	8	2	4	1
	公的年金	0	0	0	0	0	2
その他	税	0	0	0	1	3	1
	そ の 他	12	19	19	5	5	2

女性相談状況

区分	年度	平成 24 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 26 年度
		面接相談件数	電話相談件数	面接相談件数	電話相談件数	面接相談件数	電話相談件数
婦人保護施設入所等		0	0	3	0	0	0
生活扶助		8	16	3	6	4	3
生活相談		34	72	20	17	34	15
医療相談		4	8	22	15	34	17
就 職		0	1	8	2	19	11
自営業相談指導		1	0	0	0	0	0
住 宅 相 談		2	5	2	1	0	1
結 婚 相 談		1	3	0	0	0	1
雇用主等との交渉		0	0	0	0	0	0
ヒモの迫害相談		0	0	0	0	0	0
暴力の迫害相談		6	5	10	4	0	0
帰 郷 帰 宅		0	0	0	4	0	0
離 婚 相 談		43	63	106	36	84	41
そ の 他		56	42	71	14	82	34
計		154	215	245	99	257	123